

名張市未来のよりよい学校の在り方検討審議会条例の制定について

1. 制定の趣旨

子どもの出生数が年々減少する中、今後の名張市立小学校及び中学校（以下「市立小中学校」といいます。）の学びの充実に向けた望ましい教育環境整備について検討することを目的として、名張市未来のよりよい学校の在り方検討審議会（以下「審議会」といいます。）を設置します。

なお、審議会は、政策に係る一定の判断、結論、方向性を示すことから、「執行機関の附属機関」に該当するため、地方自治法の規定に基づき、新たに条例を制定するものです。

2. 条例の内容

(1) 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査し、及び審議します。

- ア 少子化を踏まえた子どもの学びと育ちに関すること。
- イ 望ましい市立小中学校の規模及び配置に関すること。
- ウ 義務教育の期間を見通した市立小中学校の体系に関すること。
- エ 学校と他の公共施設との複合化、共用化又は集約化に関すること。
- オ 地域や社会との連携、協働に関すること。
- カ アからオまでに定めるもののほか、本市の教育行政に関すること。

(2) 審議会は、委員14人以内で組織します。

(3) 審議会の運営に関する次に掲げる事項を定めます。

- ア 委員の構成及び任期に関すること。
- イ 委員長及び副委員長に関すること。
- ウ 会議の議事及び意見聴取に関すること。
- エ 庶務に関すること。
- オ その他

(4) 委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正し、審議会の委員の報酬の日額を7,000円とします。

3. 施行期日

令和8年4月1日から施行します。